

貿易保険に係る保険契約締結の内諾について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071

沿革 平成29年9月27日 一部改正

平成29年11月17日 一部改正

平成29年12月21日 一部改正

平成30年6月1日 一部改正

貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。

(内諾の申請)

- 第1条** 貿易保険に係る保険契約締結の内諾（以下「内諾」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1に規定する区分に従った内諾申請書を別表2の区分に従い日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。
- 2 申請者は、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォームを内諾申請書提出時まで本店に提出する。

(内諾)

- 第2条** 日本貿易保険は、内諾の申請が行われた案件について一定の条件に基づき貿易保険の引受けを行うことが妥当と判断したときは、内諾を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく内諾は、日本貿易保険が発行する内諾書により行うものとし、内諾の日から効力を生ずる。
- 3 貿易代金貸付保険（2年以上）又は海外事業資金貸付保険の内諾において、貸付契約等の内容が確定したときは、別紙様式第3-4「貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書」又は別紙様式第5-3「海外事業資金貸付保険・最終条件確認書」を本店に提出しなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 日本貿易保険は、前項の最終条件確認書の内容に従い、保険契約を締結するものとする。

(内諾の有効期間)

- 第3条** 内諾の有効期間は、内諾の日から6月とする。ただし、OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下「ASU」という。）の対象となる保険契約締結の内諾において、日本貿易保険が特に認めた場合は、内諾の有効期間を内諾の日から最長で18月とすることができる。
- 2 日本貿易保険が既に内諾書を発行した同一の案件につき別の内諾書を発行したとき又は第5条の規定に基づき内諾を取り消したときは、内諾は失効する。

(内諾案件の内容変更の通知)

- 第4条** 内諾を取得した者（以下「内諾取得者」という。）は、内諾案件に重大な内容変更等（各保険種の手続細則等に定めるものに準ずる。）を行ったとき又は環境社会配慮の内容に重大な変更が生じたことを知ったときは、速やかに別紙様式7「内諾案件の内容変更通知書」、それを証する書類の写し及び内諾書を、内諾申請書を提出した本店等に提出しなければならない。

(内諾の変更及び取消し)

- 第5条** 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受

けたときは、内諾の変更又は取消しを行うことができる。

- 一 てん補危険に係る国（仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払輸入契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国又は事業地国等をいう。以下同じ。）の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受を停止又は保留にしたとき。
 - 二 てん補危険に係る契約等（輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）又は前払輸入契約をいう。）に関係する者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）又は前払輸入契約の相手方等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化のおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、てん補危険に係る損失が発生し、又は発生のおそれが高まったと日本貿易保険が認めたとき。
 - 四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において内諾案件が競争の状況にないと日本貿易保険が認めたとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約又は前払輸入契約が締結されていないとき。
 - 五 A S Uに基づく保険契約締結の内諾において、A S U債務者格付が信用の度がより高いものに変更された場合であって、その変更時において貸付契約等が締結されていないとき。
 - 六 当該プロジェクトに必要な環境に関する許認可を事業者が取得できなかったとき又はプロジェクト実施国の環境法規に基づく環境影響評価が環境監督官庁により承認されなかったとき。
 - 七 当該国若しくは地域の環境に著しい影響を与える事態又は環境社会配慮を理由としてプロジェクトの遂行を著しく阻害する事態が生じたときと日本貿易保険が認めたとき。
 - 八 内諾案件の内容について、内諾取得者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。
- 2 前項の規定に基づく内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。
 - 3 日本貿易保険は、第1項の規定に基づく内諾の変更又は取消しによって内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。

（告知義務違反）

第6条 内諾取得者が保険契約者又は被保険者のいずれとも異なる場合において、保険契約を締結した後に前条第1項第8号に該当することによって、日本貿易保険に損失が発生したときは、内諾取得者は当該損失を賠償する責めに任ずる。

（内諾に基づく保険契約の締結）

第7条 日本貿易保険は、内諾取得者又は内諾取得者が指定する者から内諾の有効期間内に保険契約の申込みがあったときは、内諾に基づき保険契約を締結するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年12月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年 1 月10日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年 7 月 2 日から実施する。

別表 1

保険の種類		案件種類	内諾申請書の様式
貿易一般 保険	個別保険 包括保険（鋼材） 包括保険（機械設備・船舶・ 鉄道システム） 包括保険（企業総合） 包括保険（技術提供契約等）	2年未満案件	別紙様式第1及び 2 - 1
	個別保険 包括保険（機械設備・船舶・ 鉄道システム） 包括保険（技術提供契約等）	2年以上案件	別紙様式第1及び 2 - 2
貿易代金 貸付保険	個別保険 包括保険（2年未満）	2年未満案件	別紙様式第1及び 3 - 1
	個別保険 包括保険（2年以上）	2年以上案件（プロ ジェクト・ファイナ ンス以外の案件）	別紙様式第1及び 3 - 2
		2年以上案件（プロ ジェクト・ファイナ ンス案件）	別紙様式第1及び 3 - 3
前払輸入保険			別紙様式第1及び 4
海外事業資金貸付保険		プロジェクト・ファ イナンス以外の案件	別紙様式第1及び 5 - 1
		プロジェクト・ファ イナンス案件	別紙様式第1及び 5 - 2
海外投資保険			別紙様式第1及び 6

別表 2

案件			提出先	
貿易一般保険	2年未満案件	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる案件	本店	
		貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書の対象となる案件又は技術提供契約を含むそれ以外の案件	本店	
		知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件	本店	
		上記以外	契約金額が10億円以上の案件	本店
			契約金額が10億円未満の案件	本店又は大阪支店
	2年以上案件	本店		
貿易代金貸付保険			本店	
前払輸入保険			本店	
海外事業資金貸付保険			本店	
海外投資保険			本店	

別表 3

用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。なお、記入項目について不明又は未定の場合は、その旨を記載するものとする。

様式番号	様式名称
1	内諾申請書
2 - 1	貿易一般保険（2年未満案件）
2 - 2	貿易一般保険（2年以上案件）
3 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険（2年未満案件）
3 - 2	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上案件）
3 - 3	貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険（2年以上・プロジェクト・ファイナンス案件）
3 - 4	貿易代金貸付保険（2年以上案件）・最終条件確認書
4	前払輸入保険
5 - 1	海外事業資金貸付保険
5 - 2	海外事業資金貸付保険（プロジェクト・ファイナンス案件）
5 - 3	海外事業資金貸付保険・最終条件確認書
6	海外投資保険
7	内諾案件の内容変更通知書

(参考)

内諾書

番 号
年 月 日

申請者名

株式会社日本貿易保険
代表取締役社長名 印

(案件名) に対する貿易保険 (保険種) に係る保険契約締結の内諾について

年月日付けで内諾の申請があった上記の件について、下記の条項及び別記の内容により内諾します。

(本内諾書の性格)

第1条 日本貿易保険は、本内諾取得者又は本内諾取得者が指定する者から別に定める手続に従い、保険契約の申込みが有効期間内に行われたときは、別記の内容 (最終条件確認書の提出を要する場合は当該確認書の内容を含む。) で保険契約を締結するものとする。

(内諾の有効期間)

第2条 本内諾の有効期間は、その発行の日から 年 月 日までとする。ただし、本内諾書は、日本貿易保険が本案件に係る別の内諾書を発行したとき又は第4条の規定に基づき本内諾を取り消したときは、失効する。

(内諾案件の内容変更の通知)

第3条 本内諾取得者は、本案件の内容に重大な変更等 (手続細則等に定めるものに準ずる。) を行ったとき又は本案件の環境社会配慮の内容に重大な変更が生じたことを知ったときは、速やかに、その旨を日本貿易保険に書面により通知しなければならない。

(内諾の変更又は取消し)

第4条 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、書面による通知をもって内諾の変更又は取消しを行うことができる。この場合、当該内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。

なお、日本貿易保険は、内諾の変更又は取消しによって本内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。

一 てん補危険に係る国 (仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払輸入契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国又は事業地国等をいう。以下同じ。) の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受けを停止又は保留したとき。

二 てん補危険に係る契約等 (輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約 (以下「輸出契約等」という。))、貿易代金貸付金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権

等に係る契約若しくは借入金等に係る契約（以下「貸付契約等」という。）又は前払輸入契約をいう。）に係る者（輸出契約等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、保証者（ただし、被保険者を除く。）又は前払輸入契約の相手方等をいう。）の信用状態の悪化又は悪化するおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。

三 前2号に掲げるもののほか、てん補危険に係る損失の発生又は発生するおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。

四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において本案件が競争の状況にないとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約又は前払輸入契約が締結されていないと日本貿易保険が認めたとき。

五 当該プロジェクトに必要な環境に関する許認可を事業者が取得できなかったとき又はプロジェクト実施国の環境法規に基づく環境影響評価が環境監督官庁により承認されなかったとき。

六 当該国又は地域の環境に著しい影響を与える事態若しくは環境社会配慮を理由としてプロジェクトの遂行を著しく阻害する事態が生じたとき日本貿易保険が認めたとき。

七 本案件の内容について、本内諾取得者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。

（告知義務違反）

第5条 本内諾取得者が保険契約者又は被保険者のいずれとも異なる場合において、保険契約を締結した後に前条第7号に該当することによって、日本貿易保険に損失が発生したときは、本内諾取得者は当該損失を賠償する責めに任ずる。

以上

別記

貿易一般保険（2年未満案件）

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

仕向国	
支払国	
保証国	

(3) 輸出契約等の内容

輸出貨物等			
輸出者等			
メーカー			
契約相手方			
	バイヤーコード		格付
代金支払者			
契約金額			
決済方法			

2. 保険の内容

保険の種類	貿易一般保険（包括保険〔設備財・消費財・技術提供・企業総合〕、個別保険）				
保険価額	船積前	非常危険		信用危険	
	船積後	非常危険		信用危険	
保険金額	船積前	非常危険		信用危険	
	船積後	非常危険		信用危険	
国分類等	船積前	国カテゴリー		国倍率	—
	船積後	国カテゴリー		国倍率	—
付保範囲・付保率	船積前	非常危険	%	信用危険	%
	船積後	非常危険	%	信用危険	%
その他条件					

3. 引受の条件

(参考例)「我が国貿易保険制度及び輸出信用供与に関する国際取極と整合的であること。」
--

4. 付記事項

--

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者(所属・氏名)			
引受担当者(所属・氏名)			

別記

貿易一般保険（2年以上案件）

1. 案件概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

仕向国		国カテゴリー	
支払国		国カテゴリー	
保証国		国カテゴリー	

(3) 輸出契約等の内容

受注者	本邦法人	1. (内諾申請者)	
		2. (本申請の[対象/対象外])	
		3. (本申請の[対象/対象外])	
	外国法人		
契約金額 (建値)	契約全体		
	うち本申請 の対象分	(貨物のFOB価額：)	
決済方法			
金利			
輸出貨物等	<input type="checkbox"/> 包括保険（企業総合）特約対象貨物		
メーカー			
契約相手方	バイヤーコード	-	格付
支払人	バイヤーコード	-	格付
保証人	バイヤーコード	-	格付
支払保証	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 政府L/G、 <input type="checkbox"/> 銀行L/G、 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> なし		
契約締結時期	<input type="checkbox"/> 締結済（ 年 月 日締結）		
	<input type="checkbox"/> 未締結（ 年 月頃締結見込み）		

2. 保険の内容

保険の種類	<input type="checkbox"/> 包括保険（機械設備） <input type="checkbox"/> 包括保険（鉄道システム） <input type="checkbox"/> 包括保険（船舶） <input type="checkbox"/> 包括保険（技術提供契約等） <input type="checkbox"/> 個別保険		
保険価額	船積前	非常危険	¥
		信用危険	¥
	船積後	非常危険	¥
		信用危険	¥
付保率	船積前	非常危険	%
		信用危険	%
	船積後	非常危険	[100% / 97.5%]
		信用危険	延払部分 95.0% 非延払部分 90.0% (非延払部分は該当のポーションがある場合のみ記載)
特約	(参考例) ソブリン特約、エスカレーションクローズ特約、外貨建対応方式特約等		
債務者格付			
その他条件			

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度及び輸出信用供与に関する国際取極と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類結果		情報公開日		番号	
特約					

5. 付記事項

--

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者(所属・氏名)			
引受担当者(所属・氏名)			

別記

貿易代金貸付（貸付金債権等）保険（2年未満案件）

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 輸出契約等の関係国

仕向国	
支払国	
保証国	

(3) 輸出契約等の内容

輸出貨物等	
輸出者等	
メーカー	
契約相手方	
契約金額	

(4) 貸付契約等の内容

貸付者	
貸付先国	
貿易代金貸付の 相手方	
貸付金等の額	
償還方法	
金利	
支払保証	

2. 保険の内容

保険の種類	貿易代金貸付保険（包括保険・個別保険）			
国分類等	国カテゴリー		国倍率	—
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
その他条件				

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度及び輸出信用供与に関する国際取極と整合的であること。」

4. 付記事項

--

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者(所属・氏名)			
引受担当者(所属・氏名)			

別記

貿易代金貸付保険（2年以上案件）

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 輸出契約等の関係国

仕向国	
支払国	
保証国	

(3) 輸出契約等の内容

輸出貨物等	
輸出者等	
メーカー	
契約相手方	
契約金額	

(4) 貸付契約等の内容

貸付者等	(うち市中銀行： % =)
貸付先国	
代金貸付の相手方等	
貸付金等又は保証債務の負担の額	
償還方法	
金利	
支払保証	

2. 保険の内容

保険の種類	貿易代金貸付保険（包括保険・個別保険） 貸付金債権等・保証債務			
国分類等	国カテゴリー		国倍率	—
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
特約				
債務者格付				
その他条件				

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度及び輸出信用供与に関する国際取極と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類結果		情報公開日		番号	
特約					

5. 付記事項

--

<再保険会社等への情報提供について>

- ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。
- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。
- ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
- ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者（所属・氏名）			
引受担当者（所属・氏名）			

別記

前払輸入保険

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

輸出国	
相手国	

(3) 前払輸入契約等の内容

輸出貨物			
輸入者			
契約相手方	バイヤーコード		格付
契約金額			
前払金額			
支払条件			
返還条件			
保証措置			
成約時期			

2. 保険の内容

保険の種類	前払輸入保険			
国分類等	国分類		国倍率	倍
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
保険料率	非常危険	%	信用危険	%
特約				
その他条件				

3. 引受の条件

--

4. 付記事項

--

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者(所属・氏名)			
引受担当者(所属・氏名)			

別記

海外事業資金貸付保険

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

貸付先国等	
事業地国	
保証国	

(3) 貸付契約等の内容

資金使途	
借入者等	
貸付者等	
保証者	
貸付金等又は 保証債務の負担の額	
金利	
償還方法	
支払保証	

2. 保険の内容

保険の種類	海外事業資金貸付保険（貸付金債権等・保証債務）			
付保範囲・付保率	非常危険	%	信用危険	%
保険料率	国カテゴリー		案件格付	
	外貨建		特別非常危険	
	その他の割増・割引			
特約（注）				
その他条件				

（注）外貨建対応方式に関する特約を除く特約。

3. 引受の条件

（参考例）「我が国貿易保険制度と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類結果		情報公開日		番号	
特約					

5. 付記事項

--

<再保険会社等への情報提供について>

- 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。
- 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。
- 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
- 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）

内諾申請日	年 月 日	申請番号	
内諾書発行日	年 月 日	商談番号	
内諾有効期限	年 月 日	内諾番号	
内諾申請者（所属・氏名）			
引受担当者（所属・氏名）			

別記

海外投資保険

1. 案件の概要

(1) 案件名

--

(2) 関係国

投資先国	
事業地国	

(3) 投資の内容

投資先	
投資予定総額（外貨・邦貨）	
投資資本金（外貨・邦貨）	
送金予定日	

2. 保険の内容

保険の種類	海外投資保険（株式等・不動産等）		
付保範囲・付保率	%	保険料率	%
保険金額			
てん補事由タイプ			
配当付保			
特約			
その他条件			

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度と整合的であること。」

4. 環境

カテゴリ分類結果		情報公開日		番号	
特約					

5. 付記事項

--

<再保険会社等への情報提供について>

<ul style="list-style-type: none">・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供す

ることがあります。

- 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
- 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。

（下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です）

内 諾 申 請 日	年 月 日	申 請 番 号	
内 諾 書 発 行 日	年 月 日	商 談 番 号	
内 諾 有 効 期 限	年 月 日	内 諾 番 号	
内 諾 申 請 者（所 属 ・ 氏 名）			
引 受 担 当 者（所 属 ・ 氏 名）			